総税市第10号令和3年4月1日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿 東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長

> 総務省自治税務局長 (公 印 省 略)

「道府県民税利子割に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

「道府県民税利子割に係る事務の取扱いについて」(昭和63年3月31日自治府第35号・自治市第20号)の一部を下記のとおり改正しますので適宜必要な措置を講じていただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。 なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づく技術的 な助言であることを申し添えます。

記

別添3及び別添4中「⑩」を削る。 本改正は、令和3年4月1日以後に適用する。

# 道府県民税利子割に係る事務の取扱いについての一部改正新旧対照表

改正後	現
(別添1)及び(別添2) 略	(別添1)及び(別添2) 略
(別添3) 道府県民税利子割納入申告書等の様式	(別添3) 道府県民税利子割納入申告書等の様式
公社債利子等の道府県民税	公社債利子等の道府県民税 道府県民税利子割
利子割特別徽収税額計算書       道府県民税利子割	利子割特別徽収税額計算書 納入申告書 別紙 1 参照
納入申告書         BB       別紙1参照         (施行規則第12号の3様式)	略 (施行規則第12号の3様式)
公社債利子等の道府県民税 道府県民税利子割	公社債利子等の道府県民税 道府県民税利子割
利子割特別徴収税額計算書 (写) 納入済通知書	利子制特別徴収税額計算書 (写) 納入済通知書
部各   ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・	<b>昨各 市各</b>
道府県民稅利子割	道府県民税利子割
納入書	約入書
略	略
公社債利子等の道府県民税 道府県民税利子割	公社債利子等の道府県民税 道府県民税利子割
利子制特別徴収税額計算書 (写) 領収証書	利子制特別徴収税額計算書 (写) 領収証書
略	略
納入申告書記載要領 特別徵収税額計算書記載要領 略各 <b>服</b> 各	納入申告書記載要領 特別徵収税額計算書記載要領 路
私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子制特別徴収税額計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子割

私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子割 道府県民税利子割特別徴収税額計算書(写) 納入済通知書		私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子割 道府県民税利子割特別徴収税額計算書(写) 納入済通知書	
mA	略	mA	略
μП	μП	μП	нЦ
'보다 다 다 다 가 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다		道府県民税利子割	
道府県民税利子割 納入書		担付宗氏稅利士割納入書	
	略		略
私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子割		私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の 道府県民税利子割	
道府県民税利子割特別徽収税額計算書(写) 領収証書	m to	道府県民税利子割特別徴収税額計算書(写)	m fr
略	略	略	略
納入申告書記載要領	特別徵収税額計算書記載要領	納入申告書記載要領	特別徵収税額計算書記載要領
略	略	略	略
懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割 利子割特別徴収税額計算書 納入申告書	別紙1参照	懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割 利子割特別徴収税額計算書 納入申告書	別紙1参照
略	(施行規則第12号の3様式)	略	(施行規則第12号の3様式)
懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割		懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割	
利子割特別徵収税額計算書(写) 納入済通知書		利子割特別徵収税額計算書(写) 納入済通知書	
略	略	略	略
道府県民税利子割 納入書		道府県民税利子割 納入書	
AUVE	略	ALVE	略
	МП		μП
®帶△社選股△然小®常△然然小光吹目目為		86帯 ムルボ中ム旅っ窓帯ム旅旅っ光内目 豆科 ※カロロ ひひ フェ	
懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割 利子割特別徴収税額計算書(写) 領収証書		懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税 道府県民税利子割利子割特別後収税額計算書 (写) 領収証書	
略	略	略	略

納入申告書記載要領 特別徵収税額計算書記載要領 **昨**各 **昨**各

(別添4)

(第1片) 別紙2参照

(第2片)及び(第3片) 略

納入申告書記載要領 特別徵収税額計算書記載要領 **略** 

(別添4)

(第1片) 別紙2参照

(第2片)及び(第3片) 略

### 道府県民税利子割納入申告書

	知事層	告 特 義	県	· 當								
令和 年 1	月分	別務	所在:	地及て	ド名称							
令和	日提出	<u>₽, ₩</u>	(所属 (電話									
		営等	1	法人番	等号			座番	<b>号</b>	加加	1入者	名
支 払 金 額	0 1		+	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	0 2											
(延滞金)	0 3											
納入金額合計	0 4											
課税事務	所							1				
(取りまとめ店	į )							受				
(取りまとめ局	j )	± 1	都道床	f県	扂	引(〒	)	付				
上記のとおり利子語 申告します。	割の納	入につい	て	(;	都道府	5県保	·管)	印				

#### 備考

- 1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式 の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業 所等別明細書を添付すること。
- 2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「令和」」年」 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
  - (2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
  - (3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等 (本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
  - (4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
  - (5) 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
  - (6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
  - (7) 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
  - (8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
  - ⑸ 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

## 道府県民税利子割納入申告書

	知事層	监 特義	県	* 當								
令和 年 1	月分	別務	所在:	地及て	バ名称							
令和 工 年 工 月 工 特 別 徴 収 義 務 者	日提出	F **	(所属 (電話								(	
		営等	,	法人都	等号			座番	<u></u>	加加	1入者	名
支 払 金 額	0 1		+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
特別徴収税額	0 2											
(延滞金)	0 3											
納入金額合計	0 4											
課税事務	所							1				
(取りまとめ店	<b>i</b> )							受				
(取りまとめ局	<del>]</del> )		都道序	于県		引(〒	)	付				
上記のとおり利子語 申告します。	割の納	入につい	て	(:	都道府	5県保	:管)	印				

#### 備考

- 1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式 の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業 所等別明細書を添付すること。
- 2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「令和」」年」 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
  - (2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
  - (3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等 (本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
  - (4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
  - (5) 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
  - (6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
  - (7) 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
  - (8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
  - (9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

		T		矢	中事殿		県民	:税未	·]]子:	割約	内入	申台	<b>計</b> 書	ř					片
	口座番号									億	千	百	-	h :	万千	百	+	円	
加入者名		_			月分	令和	上年	月山日	日提出			ī							
1910		1.	特別義務	者 番			<u> </u>	1 1	I. I		人番	号	_1_				1 !	1 1	
	払 金 額 01 別徴収税額 02	+	億	f 百	+	万	千	百 +		処理	1								
(延	滞 金) 03 入金額合計 04									事項	Į								
	記のとおり利子割の	り納入	につい	て申告	します		/-terr >	é etc iel /	rn date)	特義		• 営	所在:	地及て	『名称				
道	府県民税利子割特別	引徴収	(税額計)	書意			(都)	<b></b> 宣府県	米官)	別徴収者									
	01 特定公社債 公社債の利	以外の			宁蓄契約	的に係る生	三命保険等	の差益		取 第	Ě								
種類	02 銀行預金利	子	19	一時打	公養老信	呆険・一時	<b>幹払損害</b> (	関等の	差益	扱産	章 (省	註話)							
	07 郵便貯金利	子					407			課	税事	務所							
	区 分 課 税 1	1 + 億	支 打		百十	円億千	税 百十	額 万 千 百		(耶	りま	とめ店	)						
非	非居住者	2					!   ! 		<u></u>	1		202							
課税	その他 1	3										受付							
	計	4										FI							
				ź	田事殿		· · · · · · ·	税禾	小子:	割納	<b>为</b> 入	申行		+11					_
	口座番号			矢	中事殿		· 県民		小子;	割紗		申行			万 千		+	円	_
	口座番号			Ę	四事殿		· 県民	<b>税</b> 禾	小子:						<del>Б Т</del>	百	+	円	(第一片)
ħu λ			令和		和事殿		· 県民		<b>川子</b>	億					<b>万</b> 千	·   百	+	H	_
加入者名			特別	年」	月分収					億		首			Б Т	百	+	円	_
者名		+	特別義務	年」	月分収号	令和	年		日提出	億	Ŧ	首			Б Т	自	+	H	_
支特別	払 金 額 01 別徴収税額 02	+	特別義務	年』	月分収号	令和	年	月 III F	日提出	億	.人番	首			万 : 千	-   百	+	円 ·	_
者名 支 特別 (延納)	払金額 01 別徴収税額 02 : 滞金) 03 入金額合計 04		特別義務億	年 微 者 番 百	月分収号十	令和[万万	年	月 III F	日提出	億 法 処理項	:人番	号	ī -	F   :		-   百	+	P	_
者名 支 特別 (延納)	払 金 額 01 別徴収税額 02 滞 金) 03		特別義務億	年 微 者 番 百	月分収号十	令和[万万	年	月 III F	日提出	億 法 理項 義 xx	千 人番 県	号	ī -	F   :	万二千	百	+	<b>円</b>	_
者名 支 特 (延 納) 上	払金額 01 割徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割6	の納入	特別義務値	年 微 者 香 百 「申告	月分収号十	令和[万万	年	A H	日提出	億法如事等	千 番 県	号	ī -	F   :		百	+		_
者名 支 特 延 納 上 道	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割(	の納入	特別義務値	年 徴 番 百 申 告	月分収号十十	令和[万万	千	月 十	日提出	億 法 理項 義 殺 者 業別	千	号	ī -	F   :		·   百	+	H	_
者名 支 特 (延 納) 上	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割・ 特定公社債の利 の2 銀行預金利	別徴収以外の子子	特別義務値	年	月分収号十	令和「万万	年 】 年 】 千 【 都 〕	月二日	日提出	億 法 埋項 義 發 者 業	千	号	ī -	F   :		百	+		_
者名 支特延納上 道	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割・ 所県民税利子割特・ 空公社値の利 銀行預金利 の7 郵便貯金利	別徴収以外の子子	特 義 務 (E) につい <sup>-</sup> 税額計1 (09)	年出まります。	月分収号十十一します	令和「万万万	年 (都)	月山上	日提出 呆管) 差益	億 法 埋項 義 稅 者 業 月等	千	号・営	ī -	F   :		百	+		_
者名 支特延納上 道	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割特にのとおり利子割特度、受力質の変数を対しています。 101 対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	別徴収以外の子子子	特 務	年	月分収号十十一します	令和「万万万	年 (都)	月」上	日提出 - 下 - 栄養	億 法 理項 義 發 者 業 別等 課	大	号・営	· · · · ·	F   :		1 1	+		_
者 支 特 延 納 上 道 種類 非	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割特 特定公社債の利金のでは使の利金のでである。  「07 郵便貯金利 区 分 課 税 1	別徴収以外の子子子	特	年	月分収号十十一します	万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	年 (都)	月」上	日提出 - 下 - 栄養	億 法 理項 義 發 者 業 別等 課	大	号・営誘所を	所在計	F   :		百	+		_
者 支 特延納 上 道 種類	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割付 等定公社債の利 銀行預金利 銀行預金利 区 分 課 税 1	の納入 別徴収以外の 子子子	特	年	月分収号十十一します	万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	年 (都)	月」上	日提出 - 下 - 栄養	億 法 理項 義 發 者 業 別等 課	大	号・営業新の店受	所在:	F   :		百	+		_
者 支 特 延納 上 道 種類 非課	払金額 01 別徴収税額 02 滞金) 03 入金額合計 04 記のとおり利子割・ 所県民税利子割特・ の2 銀行預金和 07 郵便貯金和 区 分 課 税 1 非居住者 1 その他 1	の納入 別徴収以外の 子 子 子	特	年	月分収号十十一します	万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	年 (都)	月」上	日提出 - 下 - 栄養	億 法 理項 義 發 者 業 別等 課	大	号・営誘所を	所在:	F   :		. 百	+		_